

(契印・公印省略)

総情放第7号
令和3年1月28日

日本放送協会
会長 前田 晃伸 殿

総務省情報流通行政局長
秋本 芳徳

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた措置の周知の徹底等について（要請）

標記について、令和3年1月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき緊急事態宣言が発出され、同月13日には当該宣言に基づく対象区域の追加が行われたこと等を踏まえ、下記の事項について、貴協会へ要請するので、よろしく取り計らい願いたい。

記

令和2年3月18日付け総情放第24号「新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う受信料支払延滞時における取扱い等に関する適切な対応について（要請）」及び同月30日付け総情放第28号「新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた旅館・ホテル等中小事業者向け受信料の軽減の検討について（要請）」に応じ貴協会が実施している措置につき、その適用・申請の期限が令和3年3月末に迫っていることも踏まえ、引き続き、放送受信契約者に対して、その内容の周知等に努めること。

以上